一般質問

２月定例会では４名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いましたが、ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは６月上旬発行予定の本会議録を図書館など、またはインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくらGreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

千　一	「障害者自立支援法の問題点と対策について」「鎌倉市地域生活支援センター『とらいむ』の時間延長について」「車道からみて高い歩道について」「鎌倉中央図書館の、誰もが乗れるエレベーターの設置について」「障害者の、バス、ミニバス、乗り合いタクシーの無料パス配布について」「災害時、弱者対策について」
吉岡　和江	「深沢のまちづくりについて」
髙橋　浩司	「道路行政について」
高野　洋一	「教育行政について」

道路の安全対策について

今定例会で行われた一般質問の中から、子供の安全の視点にたった通学路と、誰もが安心して通行できる歩道の整備についての内容を抜粋しました。

【通学路の安全】

質問…平成四年・五年の二カ年で、全市の小学校の通学路にあるブロック塀が建築基準法にかなったつくりになっているかどうかを調査したことがあった。調査の観点は高さが違反していないか、鉄筋が基準通りに入っているかどうかなどで、対象になるブロック塀が四千三百十三件あり、そのうち建築基準法違反が確認できたのは三千九百五十カ所あった。また、違法ではないが、やや危険という所が百八十四カ所、安全を確認したのが百七十九カ所あった。

その後、違反のお宅には文書をもって是正命令、是正勧告をしているが、全然改善がされていない。平成十五年に総合防災課が中心となり、学校教育課、建築指導課三者の協議会を作ったが、学校側として、平成十五年に三者協議会を設置以降、どのような対応をしてきているか。

部長…教育委員会は、平成十五年度に関係各課と調整会議を開き、関係課から危険なブロック塀が具体的に通学路沿いのどこにあるかといった資料を受け、通学路沿いの危険なブロック塀を地図化し、校長会を通じ、通学路を点検する際に活用するように周知をはかった。全体的には市内で約四千近く危険な所があり、これを避けて通学路を変更するといったことは困難だ。教育委員会としては通学路の変更とか、そういうことではなく、基本的に児童・生徒の安全を守るという観点から、危険な所のブロック塀の是正について関係機関に指導するよう要請したいと考えている。また、各学校での避難訓練の中で、地震時は避けて通るようにとか、安全な場所に避難するようにと徹底したい。

質問…小学校区ごとに危険なブロック塀を見ると、一番多いのは第一小学校で、当時六百四十二カ所あったが、その後改善されたのが百四十三カ所あり、やや危険な四十五カ所を合わせるとまだ五百五十カ所ぐらいは危険な状態が続いている。そういう、年々改善されているブロック塀の確認作業は行っているか。

部長…確認作業は、情報提供として受けて確認した後、通学路をどうするかということも検討している。徐々に改善はされているが、なかなか通学路の変更まで至っていないのが実情だ。ブロック塀を避けて通学路を変更した場合、歩道があれば一番安全だが、歩道がない所をまた通学路にすると、交通事故の問題が出てくる。また、防災のほかに不審者対策、防犯上の安全対策の問題もあり、通学路の変更は難しい。ただ、児童の安全を守るということは、非常に重要なことなので、危険なブロック塀がなくなるように関係部局に積極的に働きかけていきたい。

質問…平成十五年以降は三者協議会を開いていないが、特に子供の通学時の安全ということを考えると、やはり教育委員会としては積極的にかかわっていただきたい。これを具体的に対応していくのも教育委員会、もしくは各校長先生の仕事であるという認識がある。特に危険なブロック塀については通学路を考えるとか、学校のそばならば先生が出て指導するとか、具体的な対応が必要かと思う。踏み込んで検討していただきたい。

部長…危険度が高いブロック塀については、鉄筋が全く入っていない塀だとか、鉄筋のピッチがどのくらいの間隔になっているかという危険の度合いまでは把握していない。しかし、危険の度合いがどの程度かということについては、詳細な個所について地図上に落とすような作業も必要と思うので、関係部局と協議する必要は考えている。

【歩道の整備】

質問…現在工事中の小袋谷新道などは、歩道と車道の間にほとんど段差もなく、波も打っていないが、鎌倉市役所前を横切る市役所通り鎌倉市道〇二七―〇〇〇号線の常盤辺りは、歩道と車道に段差があり、車いすの片方のタイヤが脱輪し転倒してしまった。歩道があるところは、車いすの方、ベビーカーの方も、子供たちも、高齢で歩きにくい方も、安全で快適に通行できる道にしてもらいたいが、どうか。

部長…市役所通りは、歩道に接する通路や、住宅などへの車両乗り入れ部分があるため、波打ち状態になっており、歩行者の方には歩きにくい形状になっていることは認識している。今後、現状調査を行い、構造の基準、沿道の土地利用の状況等を考慮しながら、改善に向けた取り組みの検討を進めていきたいと考えている。

議会を傍聴してみませんか

本会議をはじめ、各常任委員会・特別委員会等は公開されており、誰でも傍聴することができます。傍聴は市議会活動に触れ、市政の方針などを知る最も身近な方法です。

本会議の傍聴

傍聴を希望される方は、本会議当日に、市役所議会棟入口にある守衛室までおいでください。先着順に傍聴券を交付します。

各常任委員会・特別委員会等の傍聴

傍聴を希望される方は、委員会当日に議会事務局で受け付けをしてください。なお、席に限りがありますので先着順になります。

当日の審査内容や審査する順番は委員会の冒頭で確認され、午前10時過ぎに議会事務局前に掲示されます。（審査の進行状況も、この掲示する審査日程に書き込まれます）

※詳しくは議会事務局まで、電話でお問い合わせください。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として神奈川県知事に送付しました。

遺伝子組み換え作物の栽培規制に関する意見書

日本の食糧は家畜の飼料から、しょうゆ、豆腐の原料に至るまで海外依存度が高く、食を取り巻く環境は、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）の発生や日本では許可されていない残留農薬の検出等、安全面からさまざまな問題を引き起こしており、安全な農産の推進が強く求められている。

こうした中、県内の自治体においては、屋外実験栽培による遺伝子組み換え稲の花粉の飛散が周囲の稲との交雑等を心配する地元住民の強い反対を受け、計画を中止する事例が発生している。また、遺伝子組み換え作物の種子のこぼれ落ちによる自生も大きな問題となっており、農業従事者や消費者の不安や疑問が解消されない状況となっている。

よって神奈川県におかれては、都市農業推進条例に定める新鮮で安全・安心な食料等の安定供給、地産地消の推進、農業資源の維持・確保等の理念に基づき、今後、策定される指針において、遺伝子組み換え作物の栽培規制を盛り込むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年２月23日

鎌　倉　市　議　会

可決した決議

議会は３月23日の本会議において、多数の賛成により、次の決議を行いました。

石渡市長に対する問責決議

去る平成17年12月９日付で神奈川県開発審査会により、昨年３月に許可処分を行った鎌倉市岡本二丁目78番１ほか３筆の土地における開発行為が、接道条件を満たしていないという理由で違法な処分とされ、開発許可取り消しの裁決が行われた。処分庁である鎌倉市長が、法を犯すことは断じてあってはならない行為であり、この責任は重大であるため、昨年12月議会において、今後、開発審査会の裁決を真摯に受けとめ、かかる過ちを再び繰り返すことのないよう、猛省を促し、問責決議を行ったところである。

しかし、その後の鎌倉市の対応を見ると、開発審査会の裁決を真摯に受けとめるどころか、全く逆の対応になっており誠に遺憾である。

当初、市は、平成18年２月６日に、事業者から鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例第28条２項に基づく開発事業変更協議申出書が提出され、改めて、事業者が関係各課と協議を行い、協議が調い次第、開発事業に関する変更協定書を締結する、と説明していた。

しかし、その後、この説明とは別に、事業者から同条例第29条２項に基づく開発事業等変更申請書を受理し、平成18年２月27日付で関係各課に開発事業等適合審査の依頼を行っていることが明らかになった。このことは、所管委員会である建設常任委員会に報告されておらず、議会・市民に対する重大な背信行為であると同時に、申請を受理した時点で、同条に違反する重大な行為である。

そればかりでなく、３月14日の予算特別委員会･理事者質疑において、市長は、事業者が提出した同条例28条２項及び29条２項に基づく申請は、それぞれ同条２項ただし書きの軽微な変更であるため、同条例に基づく申請行為ではなく、様式は軽微な変更を判断するために代用したものであると答弁した。行政が、市民・相手方から正規の様式による申請行為を受理したにもかかわらず、その後、条例に定められた手続を行わないことは、申請行為があった事実をゆがめた明白な条例違反であり、直ちに是正すべき重大な行為である。

市長は、開発審査会による開発許可取り消しの裁決を重く受けとめると表明しながら、実際の手続で、同条例上、本来、許可処分の枠内で行うべき軽微な変更としたことは重大な誤りである。しかも、軽微な変更の扱いと事業者の申請行為との間に矛盾が生じると、今度は、申請様式を代用したなどと強弁する市長の姿勢は、議会・市民を愚弄したものであり、決して許されるものではない。

よって、鎌倉市議会は、処分庁である石渡市長に対し、ここに責任を問うものである。

以上、決議する。

平成18年３月23日

鎌　倉　市　議　会